

豊川市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護するため、ブロック塀等の撤去を行う者に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市ブロック塀等撤去費補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路及び一般の交通の用に供する道をいう。
- (2) ブロック塀等 豊川市内に存する道路又は公共施設の敷地に面するコンクリートブロック、レンガ、天然石等を用いた組積造の塀（門柱を含む。）で、道路面等からの高さが1メートル以上のものをいう。
- (3) 撤去 既存のブロック塀等を撤去することをいう。
- (4) 一団の土地 土地利用上、一体として利用することが可能なひとまとまりの土地をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) ブロック塀等を所有する者（国、地方公共団体又はこれらに準ずる者を除く。）
- (2) 市税及び国民健康保険料（税）（以下「市税等」という。）を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地震

発生時において倒壊又は転倒のおそれがある、次に掲げる要件のいずれにも該当する全てのブロック塀等の撤去を行う事業とする。

- (1) 一団の土地において過去に本補助金の交付を受けていないブロック塀等
 - (2) 道路改良その他の公共事業の補助対象ではないブロック塀等
- (補助金の額)

第5条 補助金の額は、ブロック塀等の撤去に要した経費の額又は撤去したブロック塀等の延長1m当たり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1の額とし、10万円を上限とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業の着手の前に、豊川市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去場所の案内図
- (2) 施工前の写真
- (3) 撤去工事の内容を表した図面等（配置図等）
- (4) 撤去工事費の見積書の写し
- (5) 市税等の滞納が無いことを証明する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、豊川市ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付すことができる。

(補助事業の内容の変更)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容のうち次に掲げる事項を変更しようとするときは、速やかに豊川市ブロック塀等撤去費補助金変更交付申請書（様式第3号）を

市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去工事施工箇所及び施工方法
- (2) 撤去工事費

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、豊川市ブロック塀等撤去費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、第7条第1項の規定による通知を受けた日から起算して30日を経過する日までに豊川市ブロック塀等撤去費補助金交付申請取下書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助事業の工事着手）

第10条 補助事業の着手は、第7条第1項の規定による通知を受けた日から起算して30日を経過する日までに行わなければならない。

（完了実績報告等）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、豊川市ブロック塀等撤去費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去工事費の請求書又は領収書の写し（着手日及び完了日の記載があるもの）
- (2) 工事着手前及び工事完了後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を決定し、豊川市ブロック塀等撤去費補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助事業者は、前条に規定する通知を受けた日から起算して10日

以内に豊川市ブロック塀等撤去費補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したときその他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、豊川市ブロック塀等撤去費補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。